

(案)

「第 8 次水質総量削減に係る総量削減計画(案)及び総量規制基準(案)」
に対する県民意見の概要と県の考え方

1 意見募集期間

平成 29 年 1 月 31 日(火)から平成 29 年 3 月 1 日(水)まで

2 意見提出者等

- ・ 意見提出者数 個人 3 名(電子メール 3 名)
- ・ 延べ意見件数 19 件(総量削減計画関係 14 件、総量規制基準関係 5 件)

3 意見の概要及び県の考え方

(1) 総量削減計画関係

番号	御意見の概要	県の考え方
1	<p>庄内川水系へ排水を出している某工場の COD 負荷量は、産業排水はおろか対象海域に流入する COD 総量に対してもかなりのインパクトになると思われる。今回、第 8 次水質総量削減の計画策定であるが、この工場の排水について以下を明らかにしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 影響の程度をどのように把握されているのか。 ・ その影響をどう評価されたのか。 ・ 同工場に対して規制を行ったのか、また規制に至らずとも何らかの要請を行ったのか。 	<p>COD については、国の総量削減基本方針において、平成 26 年度実績が 79 トン/日、第 8 次の総量削減計画の目標年度である平成 31 年度における愛知県分の削減目標量が 74 トン/日と示されました。これに基づき、平成 26 年度実績を踏まえて発生源別の削減目標量を定めたものです。</p> <p>産業排水に係る削減目標量は、下水処理場(産業系)指定地域内事業場、小規模事業場、未規制事業場からの負荷量を算定した上で算出しました。指定地域内事業場からの負荷量算定に当たっては、大規模事業場に対する個別アンケートによる予測負荷量の調査等により行いました。</p> <p>指定地域内事業場への対応については、総量規制基準を定め、その遵守を立入検査等により徹底しており、総量削減計画(案)の 2(2)「総量規制基準の設定」に、その旨を記述しております。</p>
2	<p>1(1)窒素含有量について、平成 31 年度の産業排水の窒素含有量削減目標量が平成 26 年度実績と同じということは削減しないということか。</p>	<p>窒素含有量については、国の総量削減基本方針において、平成 26 年度実績が 58 トン/日、第 8 次の総量削減計画の目標年度である平成 31 年度における愛知県分の削減目標量が 57 トン/日と示されました。これに基づき、平成 26 年度実績を踏まえて発生源別の削減目標量を定めたものです。その結果、産業排水に係る窒素含有量の目標年度における削減目標量は、平成 26 年度実績と同じ 13 トン/日としました。</p>

番号	御意見の概要	県の考え方
3	3全般について、第7次削減計画で実施したこと、第8次削減計画で新たに取り組もうとすることの違いを具体的に述べるべきである。	国は、削減目標量、削減目標量の達成を図るための方途等を総量削減基本方針として定め、県は、この基本方針に基づき、総量削減計画を策定することとされています。このため、総量削減計画(案)では、新規の取組、継続の取組を区分せず取りまとめています。なお、今回の総量削減計画(案)では、国の基本方針で新たに盛り込まれた3(5)「環境に配慮した護岸等の整備」、3(6)「多様な主体との連携・協働の推進」等を新たな取組として追加しました。
4	3(1)アについて、底質改善目的の汚泥しゅんせつの対象は「三河湾と堀川等」とした根拠を示してほしい。	底質改善対策の観点から、しゅんせつなどを実施することが必要な箇所として例示したものです。
5	「3(1)イ 水路等の直接浄化対策」は表題をなぜ変更したのか。河川での直接浄化対策はもう行わないのか。水路での直接浄化対策は今後も行おうとしても、表題の水路等の等の文言では多自然川づくりの川を代表できないので、表題は「河川・水路の浄化対策」とし、本文は「多自然川づくりを推進し河川の自浄機能増を図る。」としてはいかがか。	表題については、直接浄化対策の対象が伊勢湾への流入経路全体であることをわかりやすく示すため、表現を変更したものです。本文で「流入経路となる水路等において」としているとおり、直接浄化を行う場所には、伊勢湾への流入経路の一つである河川も含まれています。また、多自然川づくりとは、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出するために河川を管理することであり、その目的には水質浄化以外の内容も含まれています。
6	3(1)ウについて、抽象的であり、何を目標とするのかわからない。「情報の収集・整理」とあるが、伊勢湾沿岸の「干潟や藻場等の分布」などはすでに環境省などが詳しい調査を行い情報公開しているのではないか。 県は次の段階として保全の対象とする干潟や藻場を明らかにし、具体的な保全施策を示すべきである。	国の総量削減基本方針において「干潟・藻場の分布状況把握などの基礎情報の整備」が示されたことを踏まえて、3(1)ウ「海浜、干潟等の保全」に「分布情報の収集・整理」を記述したものです。 また、汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善を進める上で、海浜、干潟等の保全が必要なことから、残された砂浜、干潟、藻場等の保全を推進することを記述したものです。

番号	御意見の概要	県の考え方
7	<p>3(1)工について、抽象的であり、何を目標とするのかがわからない。具体的な目標(どこに、どのような方法で、等)を示すべきである。</p>	<p>汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善を進める上で、水質浄化機能や生物多様性に富んだ干潟・浅場の確保が必要なことから、干潟・浅場の造成を推進することを記述したものです。</p>
8	<p>水質改善のためには干潟の再形成など、水質を浄化する取り組みも重要と考えるが、愛知県での具体的な取り組み、また将来的な計画について状況を教えていただきたい。</p>	<p>本県では国と連携し、シーブルー事業として、平成10年度から平成16年度まで中山水道航路整備事業から発生する良質な浚渫土砂を用いて、39箇所(約620ヘクタール)の干潟・浅場の造成や覆砂を実施しました。本県では、それ以降、平成27年度までに約50ヘクタールの干潟・浅場の造成、約50ヘクタールの覆砂を実施しました。</p> <p>水質改善のため、引き続きこうした水質浄化に向けた取組を実施していくことが必要なことから、総量削減計画(案)の3(1)「直接浄化対策」において、具体的な取組として、底質改善対策、干潟・浅場の造成等を挙げております。</p>
9	<p>累次の総量規制を実行しているが、何故伊勢湾はきれいにならないのか。低い基準のC類型5水域はすべて達成、きびしいA類型3水域はすべて未達成で横ばいである。汚濁流入源である河川的环境基準達成は98%だが、この原因は河川環境基準が甘すぎるか閉鎖性の湾内生産が大きすぎるのかどちらが主因なのか。</p> <p>また、このことに対して何か抜本的対策を講じるつもりはないか。それは第8次案にどのように反映されているか。また低い基準にある海の類型Cの見直しは今回行われるのか。</p>	<p>「第8次水質総量削減の在り方について(答申)平成27年12月 中央環境審議会」によれば、「指定水域の水質には、陸域からの汚濁負荷及び有機物の内部生産が大きく影響しており、底質からの溶出、干潟における水質浄化等も影響を及ぼしている。また、指定水域において干潟や藻場等が適正な状態で保全・再生されることにより、水質浄化機能に加え、生物多様性・生物生産性の確保といった機能の発揮も期待される。」とされ、「きれいで、豊かな海の観点から、総合的な水環境改善対策を進めていくことが必要である。」とされています。こうしたことを踏まえ、国が策定した総量削減基本方針に基づき、総量削減計画(案)を取りまとめています。</p> <p>なお、国が基本方針で定める削減目標量は、人口及び産業の動向、排水処理技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において定めるとされています。また、海域の環境基準の類型見直しについては、検討しておりません。</p>

番号	御意見の概要	県の考え方
10	<p>COD値の高い点は殆どが河川からの汚濁負荷の流入経路に当たる湾奥にある。名古屋港、衣浦湾にその傾向が強いと思われる。たとえば庄内川には産業排水に係る削減目標量25トン/日に対して相当のシェアを占めると考えられる工場があるのでその影響は大きいと思われる。何らかの対策が必要ではないか。</p>	<p>産業排水に係る汚濁負荷量の削減については、指定地域内事業場に対する総量規制、総量規制基準の適用されない事業場等に対する汚濁負荷量削減の指導を適切に実施することが必要と考えており、総量削減計画(案)の「2 削減目標量の達成のための方途」において、「(2) 総量規制基準の設定」、「(3) イ 総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策」を挙げています。</p>
11	<p>庄内川水系へ排水を出している某工場のCOD負荷量は、産業排水はおろか対象海域に流入するCOD総量に対してもかなりのインパクトになるとと思われる。</p> <p>何も対策をとらず今日に至ったのであれば、今後、同工場に対し総量削減につながる働きかけを行うべきである。総量規制に影響の大きい事業所が他にもあれば合わせて対応が必要と考える。</p>	
12	<p>26年度に始まった第7次の期限が30年度、データは27年度までしかなく第7次の達成度や問題点が明らかになっていない時点でなぜ早々と第8次計画を提案できるのか。対策が厳しいものになり、各方面の準備が必要であるなら今でも行っているように経過措置を取ればいいのではないか。それとも対策そのものが努力目標にすぎないとして毎回同じとしているのか。</p>	<p>本県では、平成24年2月24日に第7次の総量削減計画を公表しており、目標年度を平成26年度、目標年度における削減目標量については、化学的酸素要求量を82トン/日、窒素含有量を62トン/日、りん含有量を4.9トン/日としています。平成26年度における削減目標量の実績値については、総量削減計画(案)の表1の(参考)に化学的酸素要求量の実績値を、表2の(参考)に窒素含有量の実績値を、表3の(参考)にりん含有量の実績値を示しており、いずれも第7次計画の削減目標量を達成しています。</p> <p>平成26年度の実績値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学的酸素要求量 79トン/日 ・窒素含有量 58トン/日 ・りん含有量 4.6トン/日

番号	御意見の概要	県の考え方
13	<p>伊勢湾・三河湾をこれ以上にきれいにするアサリ、海苔など海産物の収量が落ちるという話を最近聞いたが、当局の見解はいかがか。</p>	<p>「第8次水質総量削減の在り方について(答申)平成27年12月中央環境審議会」によれば、「伊勢湾においては、環境基準達成率が低く、大規模な貧酸素水塊も発生しているため、今後も水環境改善を進める必要があると考えられる。」とされました。この答申を踏まえ、伊勢湾では、平成31年度において平成26年度から汚濁負荷量を削減することとされ、国の総量削減基本方針で削減目標量が示されました。県は国の総量削減基本方針に基づき総量削減計画を策定することとされており、総量削減計画(案)で示した化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る発生源別の削減目標量の合計の値は、いずれも国の総量削減基本方針で示された愛知県分の削減目標量と同じ値としています。</p> <p>なお、総量削減計画(案)では、「汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項」の一つとして、「3(2)水質改善に資する漁業活動の推進」を挙げています。</p>
14	<p>昨年12月にパブリックコメント募集が行われた庄内川等水域の一部の水域類型の見直し案について、日光川、新川下流、五条川下流の何れについても2ランクアップが妥当であるとの意見が圧倒的に多かったにも関わらず、愛知県では現状既に達成しているワンランクアップの水質類型に固執されていたのは理解できない。</p> <p>総量規制の観点からも、水質改善に向けた積極的取り組みが必要になっていると考えるがいかがか。</p>	<p>平成28年11月29日から平成28年12月28日まで県民意見募集を行った「生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し(案)」に対する県民意見の概要及び県の考え方については、本県のホームページで公表しております。</p> <p>伊勢湾の水質改善を進めるため、本県では、国の総量削減基本方針に基づき、削減の目標、削減目標量達成のための方途、その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項からなる総量削減計画を策定し、汚濁負荷量の総量を総合的・計画的に削減する取組を進めております。</p>

(2) 総量規制基準関係

番号	御意見の概要	県の考え方
1	<p>COD値に関して「排水水質の実態が上限値を超えている場合は上限値に」という見直し方針について、排水水質基準は総量規制基準C値を上回ることがあるのか。排水水質基準が県の上乗せ条例や公害防止協定などで法令値より下回っている場合、環境省告示によるC値と齟齬はないのか。</p> <p>国の告示によるC値は県で守らなければならないのか。その根拠は何か。</p>	<p>排水基準は排水口における濃度の基準値、C値は事業場から排出される汚濁負荷量の許容限度として定める総量規制基準を算定するための濃度値であり、排水基準とC値は別のものです。</p> <p>C値は、水質汚濁防止法施行規則により、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において知事が定めるものとされています。</p>
2	<p>COD値に関して本県の第7次C値と国の第8次値との業種ごとの比較判定はどのようにしているのか。聞くところによると各事業所へのアンケートによるそうだが、信ぴょう性はあるのか。そもそもC値及びQ値はどのように監視されているのか。事業者は報告義務があるのか。</p> <p>生データの公開請求に応じていただけただけか。監視のためデータを把握しているならなぜあらためてアンケートを取るのか。</p>	<p>総量規制基準が適用される事業者は、水質汚濁防止法の規定により、水量と濃度を測定することにより排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し保存することとされていますが、測定結果を報告することとはされていません。本県では、立入検査等により、測定方法や測定結果等の確認を行っています。本県では、発生負荷量を算定するために事業場へのアンケート調査を実施しており、事業者から提出されたデータ（特定排出水の水量及び汚濁負荷量）を用いて、C値の検討を行いました。</p> <p>なお、データの公開については、愛知県情報公開条例に基づき対応させていただくこととなります。</p>
3	<p>COD値に関しても400m³/日以上と未満ではC値は異なるが、この400m³/日の根拠は何か。またパルプ排水など圧倒的に大量の排水により大量の負荷を出す事業場に対して公共用水域に対する社会的責任を果たしてもらうためCOD値は厳しくして欲しいと思う。</p>	<p>総量規制基準の設定は、総量削減計画で示した削減目標量を達成するための主要な方途の一つであり、本県では、事業場の排水水質の実態等を考慮して、適切な総量規制基準を定めることとしております。総量規制基準の基礎となるC値については、業種の実態、中小企業の実情を考慮して適切に設定することとしており、特定の業種については、中小企業に対する配慮として、日平均排水量400m³未満の事業場について別途C値を定めています。</p>

番号	御意見の概要	県の考え方
4	<p>COD値に関して既得権を保護しなければならないのか。これで総量規制の実をあげることができるのか。それでは企業の自主的努力か景気の動向などによる低減しかない。</p>	
5	<p>排水水質規制値が既得権のようになっているため、水質改善が進まないという話を聞いたことがある。排水水質規制値は環境改善のために設定するものであり、規制値があるために改善が進まない状態があるとするれば、環境破壊行為が行政（規制値）によって守られていると言わざるを得ない。</p>	<p>水質汚濁防止法では、総量規制制度が導入された以降に新たに設置され総量規制の対象となった事業場等については、知事が特別の総量規制基準を定めることができるとされています。これは、新增設の施設については既設の施設に比べ、より高度な汚水等の処理技術の導入が可能なが考慮されたことによるものです。CODについては、環境大臣が3つの時期区分を定めるとともに、時期区分及び業種等の区分ごとにC値の範囲を定めており、知事はその範囲内でC値を定めることとされています。本県では、事業場の排水の実態も考慮の上、古い時期区分も含めてC値見直しの検討を行い、総量規制基準(案)を作成しました。</p>